

緊急事態宣言に伴い、営業時間の短縮等に協力する大企業の事業主の方へ

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当の一部を助成するものです。

雇用調整助成金の特例措置に係る 大企業の助成率の引き上げのお知らせ

緊急事態宣言の発出に伴い、特定都道府県（※）の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店や劇場、映画館等について、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業の助成率を最大10/10に引き上げます。

（※）特定都道府県…栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

大企業の助成率の引き上げについて

新型コロナウイルス感染症の特例措置に関して、緊急事態措置の実施期間に実施した休業（**短時間休業を含みます**）については、以下のとおり助成率を引き上げます。

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）
大企業	2/3 ⇒ 4/5	3/4 ⇒ 10/10
中小企業	4/5	10/10

特例措置以外の場合は、大企業は1/2、中小企業は2/3

【緊急事態措置の実施期間】

- ・1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）… 令和3年1月8日～令和3年2月7日
- ・2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）… 令和3年1月14日～令和3年2月7日

対象となる休業

特定都道府県の知事の要請を受けて、当該要請の対象施設における営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する、当該都道府県内で事業を行う飲食店等の事業所が、当該施設において雇用される労働者の休業を行った場合。

※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業を行った場合も含みます。

※ 労働者には、当該施設において、当該施設に係る事業主や労働者の指揮命令を受けて就業する派遣労働者を含みます。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030121企01

1	Q.緊急事態宣言対応特例の対象となるのはどのような企業でしょうか 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置の対象区域の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請又は働きかけ（以下「要請等」という。）を受けて、当該要請等について指定区域ごとに設定された期間を通じて、特措法施行令第11条に定める施設（※）の内、指定区域内に所在する全ての施設において要請等の内容を満たす営業時間の短縮、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることに協力する大企業事業主が対象となります。 ※ 特措法施行令第11条に定める施設 （三から十四に掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。） - 一 学校（三に掲げるものを除く。） - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。） - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 - 五 集会場又は公会堂 - 六 展示場 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） - 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） - 九 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 - 十 博物館、美術館又は図書館 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 - 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（十一に該当するものを除く。） - 十五 三から十四までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
2	Q.特定都道府県以外の都道府県に事業所を設置している事業主が、指定区域の要請等対象施設において要請等に応じて休業を実施した場合、特例の対象となりますか 特例の対象となります。
3	Q.特例に係る支給申請はいつから行うことができますか 令和3年2月上旬以降の予定です。具体的な日付については、決定次第、ホームページにてお知らせいたします。
4	Q.特例用の様式について教えてください 現時点では、特例用の様式を配布しておりません。支給申請の受付開始と同時に厚生労働省のホームページに掲載する予定です。
5	Q.既に特例用の様式を使わずに支給申請を行ってしまったのですが、どうしたら良いでしょうか 管轄の労働局において、申請いただいた内容にて一度支給決定をさせていただきます。支給決定通知書をお受け取りになりましたら、緊急事態宣言対応特例の受付開始をお待ちいただき、所定の様式を使って再申請を行って下さい。

今般の特例に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページでも公開しています。
支給申請に当たって、重要なものもございますので、**必ずご確認**いただきますようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000724322.pdf>

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！！

(※) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

例えば、飲食店が、知事からの20時までの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要がありましたが、特例措置により、短時間休業に活用しやすくなっています。

1. シフト制をとっている職場の場合

⇒ シフト制における短時間休業にも活用可能です

(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)

2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合

⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です

(例：業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)

3. 宿泊業など常時配置が必要な労働者がいる場合

⇒ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030121企02

1 Q.シフト制によるなど労働日が不確定な業種の事業主については、どのように取り扱われるのですか。

事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。

また、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いすることになります。

なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。

2 Q. 都道府県知事の営業時間短縮の要請に協力し、早めに閉店し労働者を帰した場合にも対象となるのでしょうか。

時間単位の休業手当を支払った場合は助成対象としています。

(例：通常23時まで開店している店舗であったが、20時に閉店し通常よりも3時間短縮しての勤務)

3 Q.申請を行いたいのですが、どのようにすればよろしいのでしょうか。

厚生労働省HPに特例用の様式等について掲載していますので、そちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※以下のキーワードで検索いただいても同様のページを閲覧できます。

「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナ特例」

雇用調整助成金に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページで公開しています。支給申請に当たり、重要なものもございますので、**必ずご確認**いただきますようよろしくお願いいたします。

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』は シフト制の方や短時間休業なども対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

$$\text{休業前の1日当たり平均賃金} \times 80\% \times \left[\text{各月の日数 (30日又は31日)} - \text{就労した日数 (労働者の事情で休んだ日数)} \right]$$

① 1日当たり支給額 (11,000円が上限) ② 休業実績

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

- ① 令和2年4月1日～令和3年2月28日※に、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者**
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※対象となる休業期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です。

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象となります。

- ※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。
- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
 - ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

[電話] 0120(221)276 [時間] 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

その他、休業支援金に関するQ & Aや、申請書等は厚生労働省ホームページ特設サイトに掲載しています（「休業支援金」で検索ください）。

[特設サイト] <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



